

第3次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票 所属：福祉部集約版

A: 特に力を入れて取り組むことができた
 B: 予定通り取り組むことができた
 C: 予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
1	「みんなが思いやり・支えあう福祉」への理解を広げる (1) 地域福祉の情報を発信する	○多様な情報を、わかりやすく発信する ○必要とする人に的確に伝える ○情報への関心を高める	・いろいろな(公民の)情報を集める ・まとめて発信する ・双方向で発信する ・多様なメディアを活用する ・ICTの利用を促進する、使い方を広める、ルールをつくる ・身近な人が直接伝える	福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの毎月2回の更新・福祉センターだよりの年間4回の発行、まちナビ等の従来の情報発信に加え福祉に関する情報を総合相談横のカウンターを使い、情報の発信に取り組んだ。 ・エントランス事業や保健福祉フェアの開催により、保健福祉センターの周知を図っている。11月に行った保健福祉センター利用者アンケートの機会を活かし、「ひとりー役活動推進事業」の啓発や高齢者施設等での従事者募集の案内を取上げ、センター内外の情報の発信の工夫をした。 ・保健福祉センターパンフレットを改訂するにあたり、音声コードを取り入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報源の収集に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	A
				障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉マップ「おしえて！芦屋っぴ」を改訂し、障がい福祉情報を発信した。 ・音声コードやルビ等情報発信の工夫に努めた。 ・J:COMを活用し、「ケーキの街あしや」、「障がい児・者作品展」の情報発信を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従前どおりの情報発信以外の方法で、広く周知を行うことができる事業等について、新たな情報発信方法の検討を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な手法を活用した情報発信に努める。 ・改訂した福祉マップ「おしえて！芦屋っぴ」のHPへの掲載 	A
				高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページはもとより、各センターの機関紙やリーフレットも地域に配架し、高齢者生活支援センターの役割や機能を誰もが知ることができるよう、多様な方法による継続的な周知に取り組んでいる。 ・高齢者の団体等が自ら情報誌を発行し情報提供を行っている。 ・高齢者団体等が身近な地域で声掛け・見守りができるよう取り組んでいる。 ・市が主催する高齢者イベント等において救急医療情報キットのブースを設ける等、周知・啓発を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知についての工夫を必要とする。 ・情報を得られない方へのアプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の掲示板や医療機関等、身近な場所での周知を行うとともに、関係機関や団体等との連携による効果的な周知を行う。 ・情報発信に努める。 ・安心して生活できるよう必要な情報を提供する。 	B
地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信を新たに行うプロジェクトとして「あしや発信局玉手箱」が活動を開始し、ICTを活用した情報発信の方法について協議を行っており、情報発信媒体としてFacebookを多くの方に活用していただけるように、使い方ガイドの作成に取り組んでいる。 ・第3次芦屋市地域福祉計画を多くの方に知っていただけるよう、表現を工夫した【中学生向け概要版】の作成に精道中学校の生徒と地域福祉アクションプログラム推進協議会、社会福祉協議会、市職員が協働で取り組み、5,000部作成し、市立中学校に通う生徒約1,500人に配布を行った。 ・上記の取組は、J:COMのデイリーニュースに取り上げられ、平成29年11月30日に放送された。 ・茶屋あきまつりや潮芦屋ふれあいあきまつり等地域のイベントに参加したことを市広報国際交流課のFacebookに掲載し、ICTを活用した情報の発信に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する情報提供方法をさらに充実させる。 ・市民のニーズに合った情報提供と情報紙の配布方法等を検討する必要がある。 ・年代によって情報収集の方法が異なるため、対象に合わせた情報発信の方法を検討する必要がある。 ・第3次芦屋市地域福祉計画の周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。 ・ICTを活用した情報発信について協議を行う。 ・第3次芦屋市地域福祉計画【中学生向け概要版】を用いて広く周知する。 	A				

A:特に力を入れて取り組むことができた
 B:予定通り取り組むことができた
 C:予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
1	「みんなが思いやり・支えあう福祉」への理解を広げる (2)地域福祉の学習を進める	○誰にでも関わることとして地域福祉を理解する ○学校、地域、家庭、職場など、身近なところで学ぶ ○多様な学習の機会やプログラムをつくる	・問題への気づきを促す ・自分のライフデザインを考える ・参加型、体験型の学習を進める ・実践につながる学習を進める ・地域の課題を知る、考える、話しあう	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立みどり地域生活支援センターの喫茶事業を地域ボランティアで運営し、年間24回実施、平均25人/回の利用者があり地域交流の場として定着している。 ・市立みどり地域生活支援センターで平成29年8月18日に盆踊り大会実施。参加者数458名。多くのボランティア(34名)や、多数の地域住民が参加している。 ・市立みどり地域生活支援センターでの、トライやる・ウィークの中学生を受け入れている。(1名) ・障がいへの理解を深めるための啓発冊子を改定し、各小学校に配布し、福祉学習での活用を働きかけた。 ・出前講座のメニューに、手話の出前講座を追加した。 ・手話を使いやすい環境づくりを進めるため、職員(新人、管理職、福祉部内、調理職)を対象に手話研修を実施した。 ・保健福祉フェアにおいて、盲導犬出張講座を開催し、視覚障がい及び盲導犬の普及啓発を行った。また、3月21日開催予定の「芦屋なんでもフェスタ～何かに出会える休日～」でも多様な主体との連携により同様の普及啓発を実施する予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立みどり地域生活支援センターでの行事等活動に、より多くの地域住民が参加されるよう、周知啓発を行う必要がある。 ・手話を含めた福祉学習の推進 ・手話の出前講座の実績がなく、手話を通じた障がい理解を広めていく必要がある。 ・障がい理解については、様々な機会の活用により普及啓発に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立みどり地域生活支援センターでの行事等活動の周知方法の検討 ・市立みどり地域生活支援センターでの、トライやる・ウィークの中学生の受け入れの継続 ・社会福祉協議会と協力し、啓発冊子を活用した、福祉学習の推進 ・手話の普及を通じた福祉学習の推進 	A
				高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ等高齢者の団体が担い手となり地域活動に取り組む事業を実施している。 ・老人クラブ等高齢者の団体が地域に根差した活動に取り組むことを支援している。 ・高齢者自らが学校の教育現場に向き、世代間交流を行っている。 ・出前講座による講演で地域住民の意識を醸成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手となる人の確保 ・高齢者の団体の自主的な企画・立案・準備に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の団体等が自ら地域福祉の意識を持つような働きかけをする。 ・市と連携を保ちながら自主性を育てる。 	B
				ハートフル福祉公社	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講演会1回、介護教室4回(2テーマ×2回)を開催し、介護や地域共生社会に関する知識の普及啓発事業を実施した。 ・福祉講演会「地域で育む役割のある暮らし～富山型デイに学ぶ地域共生～」 ・介護教室「心も身体もリラックス～イスに座ってできるヨガ」,「福祉用具体験会～見て、触れて、楽しい!福祉用具体験」 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマによっては参加者が少ない場合があるので、実施テーマ、広報の工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	B
				地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域発信型ネットワークで市民の方とともに地域の社会資源の情報共有を行い、地域白書を作成するなど地域福祉の意識づくりを推進した。 ・地域の様々なイベントに参加し、市役所の取組をクイズ形式で出題するゲームを開催し、地域福祉の推進に取り組んだ。(茶屋あきまつり(平成29年10月28日)、潮芦屋ふれあいあきまつり(11月5日)) ・地域活動の活性化を目的に、保健福祉フェアで、「地域福祉アクションアワードvol.3」を開催し、各地域で活躍する住民や団体の方々からの活動報告と活動への表彰を行った。 ・トライやる・ウィークにて、精道中学校4名、潮見中学校4名、芦屋国際中等教育学校3名を受け入れ、ボランティア体験を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関心と理解を深めるための取組が必要 ・イベントを単発なものではなく、継続していくことが必要 ・教育委員会と連携を取り、子どもたちへの福祉学習の推進が必要 ・地域福祉の学習や話し合いの場のさらなる充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の方に地域福祉について触れてもらえる機会の設定を行う。 ・地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。 ・トライやる・ウィークに限らず、ボランティア体験の機会を今後も確保していく。 ・認知症サポーター養成講座の「キッズスクエア」での実施検討 	B

A:特に力を入れて取り組むことができた
 B:予定通り取り組むことができた
 C:予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
2 つながりのあるコミュニティをつくる	(1)地域福祉を支えるコミュニティをつくる	○身近な居場所や参加しやすい活動をつくる ○地域の福祉をみんなで考える機会をつくる ○つながりにくい人にも呼びかける	・自治会、町内会の活動を支援する、参加を呼びかける ・マンション等でも取り組む ・多様な世代や属性の人が交流する、ゆるやかにつながる ・ひとりぼっちをつくらない ・“誰かとどこかで”つながる ・つなぎ役やファンリテーター(おせっかい)を増やす ・地域の課題を地域で解決する ・福祉への関心と活動を活かした「福祉でまちづくり」を進める	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立みどり地域生活支援センターにおいて、様々な方が交流できる場としての「喫茶」事業を実施しており、地域交流の場として定着している。 ・市立みどり地域生活支援センターが10周年を記念して、記念誌を発行し、地域に根差した、開かれた施設であることをPRした。 ・ふれあい市民運動会は雨天中止 ・団体補助金を活用し、各障がい団体が、セミナー等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と交流できる機会の周知、創出が十分にできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立みどり地域生活支援センターの「喫茶事業」、ふれあい市民運動会等既に実施している地域との交流の場への参加者の増加を目指す。 ・既存事業における、地域住民との交流の場の創出の検討 	A
				高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・機会あるごとに高齢者の団体や関係機関が地域に出て、様々な交流事業に参加している。 ・高齢者生活支援センターが随時福祉行政の情報を得て、地域住民に提供している。また、機関紙を配布したり、地域のイベント等に参加するなど日ごろから地域との関係づくりに取り組んでいる。 ・介護保険サービス、一般高齢者施策を通して支援の必要な人が漏れないようにし、関係機関が連携している。 ・要援護者台帳の整理を進めている。 ・シルバー人材センターが会員や地域の方々が集まれる居場所として「小町カフェ」をオープンした。 ・老人クラブ連合会が「はびねすカード」参加事業者の増加を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方との交流を深めること ・支援が必要な方のニーズの把握 ・緊急時の対応について地域の方の理解と協力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方との交流を継続実施 ・高齢者生活支援センターや地域密着型サービス施設が地域交流の拠点として、福祉行政の情報を得たり、住民の交流の場となるよう取り組みまた、身近な所で居場所を作る。 ・要援護者台帳の整理を地域ごとに進め、個人情報尊重しながら支援体制を築く。 	A
				ハートフル福祉公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル福祉公社では、高齢者の引きこもり防止のため、会員の交流事業としてバスツアーを実施している。 ・大東LSAでは地域に開かれた催しとしてひだまり喫茶を企画・実施しているほか、他事業所の催しにも積極的に参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が固定化してきており、企画、広報に工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	B
				地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域発信型ネットワークで市民の方とともに地域の社会資源の情報共有を行い、地域白書を作成するなど地域福祉の意識づくりを推進した。 ・茶屋あきまつり(平成29年10月28日)、潮声屋ふれあいあきまつり(11月5日)に地域福祉アクションプログラム推進協議会の一員として参加し、地域福祉計画について周知・啓発を行った。 ・保健福祉フェアにおいて、「地域福祉アクションアワードvol.3」を開催し、地域のつながりづくり等に取り組んでいる自治会や団体に活動について発表していただき、表彰を行った。 ・「わがまちベンチプロジェクト」では芦屋川カレッジ学友会と協働で社会福祉法人あしや喜楽苑内にベンチを3台設置をすることができた。 ・新任民生委員・児童委員に対して個人情報の管理に関する研修を行い、個人情報の取り扱いに関する資料を配布するとともに、障害福祉課、高齢介護課と協議し、新旧民生委員の交代時の要配慮者名簿の受渡しについてルール化し、要配慮者の支援が進められるよう、整備を進めた。 ・芦屋市介護予防・通いの場づくり事業を開始し、4件が利用中(12月末時点)であり、身近な居場所や参加しやすい場の立ち上げ支援、運営の補助等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントには特定の人のみ参加している状況があるため、新たな参加者がつながるような取組が必要 ・地域福祉計画の周知・啓発の一層強化 ・地域での活動の支援の在り方の検討 ・障がい者(児)やその他の支援が必要な人の情報の共有 ・民生委員・児童委員以外にも十分周知・啓発を行っていく必要がある。 ・居場所や通いの場の魅力を積極的に発信するなどし、居場所等の立ち上げ支援の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのイベント参加の継続実施 ・福祉フェアにて地域コミュニティ活動の周知・啓発 ・地域発信型ネットワークにより、参加者の「福祉」に対する意識づくりの推進を図る。 ・居場所や通いの場の魅力の発信を行う。 	B

A: 特に力を入れて取り組むことができた
 B: 予定通り取り組むことができた
 C: 予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
3 市民参加の促進	(1) 多様な参加の場やきっかけをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な人が参加できる地域福祉活動を進める ○健康づくり・介護予防や生きがいつくりの活動を進める ○社会参加や就労を支援する ○参加を積極的に呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく気軽にできる活動を増やす ・有償の活動やコミュニティビジネスを進める ・仕事などの経験、能力を活かした活動を進める ・新たな活動やグループづくりを支援する 	福祉センター	保健福祉センターのエントランスホールがだれもが集える場となるように、毎月エントランスコンサートを実施。休憩時間や内容に手話歌を取り入れ、手話や福祉センターに親しみを持ってもらえるよう取り組んでいる。その他季節の行事としてクリスマスツリーやひな人形の展示など行った。11月には障がい理解を深める事業として「オータムコンサート音楽を知る障がいを知る」を開催した。	・継続的な取組が必要	・継続実施	A
				高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の団体や生きがいデイサービス活動に参加する高齢者がお互い楽しみながら情報を得て意識を高めている。 ・生きがいデイサービス事業を1か所新設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手となる高齢者が少ない。 ・生きがいつくりの活動における新規参加者の発掘 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの高齢者が担い手となるよう活動内容を検討する。 ・活動が地域づくりの一環になるような取組にしていく。 	B
				地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が地域住民にとって、できるだけ早く、より身近な相談者となれるよう、役割の周知等を行うなど活動を推進している。 ・生活支援体制整備事業において、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が、ひとり一役活動推進事業及び介護予防・通いの場づくり事業の推進も担い、様々な活動や居場所を紹介することで、地域住民が地域福祉活動を始めきっかけづくりを行った。また、自主活動グループを紹介するイベント「サクセスフル・エイジング」を実施し、活動をしている人、活動を始めた人が情報を共有できる場をつくった。 ・ひとり一役活動推進事業を開始し、「できること・したいこと」での参加ができるよう、ひとり一役ワーカーが高齢者の居宅において日常生活でのちょっとした困りごとの援助をすることで、地域での支え合いにより困りごとを解決する体制の整備を行った。 活動先: 介護保険施設等受入機関 23か所/ひとり一役ワーカー登録者 123名(12月末時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・親の介護等により、民生委員・児童委員活動に時間が取れないため、なり手が不足しており、一人も民生委員・児童委員がいない町が3町ある。 ・活動をしている人や活動を始めたい人等が集まり、情報共有をできるような場の設定が十分にできなかった。 ・ひとり一役活動の活動先を拡充し、参加しやすい体制整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の負担を減らし、欠員の生じている町をなくす。 ・活動をしている人や活動を始めたい人等が相談、情報交換、情報共有ができる機会や場をつくっていく。 ・ひとり一役活動の活動先の拡充が必要。 	B
				福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市の事業や団体の活動場所としての貸室事業を行っている。 ・貸室についての案内リーフレットの更新・配架依頼を公共施設に行っている。 ・施設予約システムの改修により、インターネットでの予約件数が増加した。 	・適正な貸室の利用を継続する。	・継続実施	B
(2) 活動への支援を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ○活動をサポートする体制を充実する ○活動場所や財源の確保、情報発信などの支援を充実する 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワーク(地域福祉活動支援)を充実する ・地域内外の資源を有効に活用する ・社会貢献を進める ・寄附文化を広げる ・目的に応じた寄附の呼びかけや仕組みづくりを進める 	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の就労を支援するために、授産品である名札カバーを庁内で使うことができるよう人事課に働き掛けた。 ・障害福祉課の職員は全員名札カバーを着用しており、庁内の他課へも少しずつであるが広がってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授産品の購入等障がいのある人の就労や活動支援につながる取組を推進する必要がある。 	・市役所売店の授産品売り場の周知、PR方法の検討	B	
			高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所や小学校内のゆうゆう倶楽部を活用して生きがい活動を実施している。 ・福祉センター内の各機関を活用して、高齢者の居場所、介護予防、相談支援の充実に努めた。 ・高齢者の団体が地域福祉活動を推進できるよう各種補助金や助成制度を活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の確保と創設 ・増加する高齢者のニーズに対応することが必要 ・事業内容の精査とともに、新たな参加者の発掘 	<ul style="list-style-type: none"> ・更に拠点を増やしていく。 ・メニューを充実して機能を強化する。 ・財源を有効に活用し、多様なニーズに対応できるような地域福祉活動に取り組む 	B	
				地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・「わがまちベンチプロジェクト」の活動を通して、芦屋川カレッジ学友会のベンチの作成に取り組み、社会福祉法人あしや喜楽苑へのベンチ設置に地域の子どもの協力を得ながら行うことができた。 ・生活支援体制整備事業において、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が、地域活動や地域イベントへの参加・参画等を通して様々なサポートを行い、地域活動の活性化に取り組んだ。 ・芦屋市介護予防・通いの場づくり事業を開始し、4件が利用中(12月末時点)であり、身近な居場所や参加しやすい場の立ち上げ支援、運営の補助等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまちベンチプロジェクトの周知が不十分である。 ・地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の役割や活動の周知・啓発。 ・地域活動を開始しようとしている人・団体への継続的な支援が十分にできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わがまちベンチプロジェクトの周知を行う。 ・地域の資源活用を行っていく。 ・地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の役割をさらに周知し、地域活動のサポート体制を充実していく。 ・地域活動の開始を検討している人・団体に対する継続的な支援を、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が中心となり実施する。 	B

A:特に力を入れて取り組むことができた
 B:予定通り取り組むことができた
 C:予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
4	ニミズに「気づき」を支援しつなぐ (1)ニーズに気づき、つなぐ	○“困りごと”を早めに発見する ○適切な相談窓口や支援につなぐ	・自らの気づきを支援する ・まわりの人が気づき、伝える ・さりげなく見守る、声をかける ・隠れたニーズを探す ・ひきこもりやセルフネグレクトの人に関わる	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業所等相談機関の案内の配布 ・保健福祉フェアであしやっちフェスタを開催し、障がい福祉サービスの周知を図った。(来客数160人→525人に増加) ・第5期障害福祉計画策定に関する市民アンケートの結果を考慮しながら計画を策定した。 ・障がい者相談支援事業所の相談員がその他関係機関や地域の人々と連携しニーズの把握に努めている。 	・障がい相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画に基づき相談体制の充実を図る。 ・高浜町1番社会福祉複合施設における相談体制及び既存事業所との連携の整備 ・障がい者相談支援事業所の相談員がその他関係機関や地域の人々と連携しニーズの把握に努める。 	B
				高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の相談窓口である高齢者生活支援センターについて広報紙やホームページによる周知のほか、高齢者生活支援センターにおいても高齢者や関係機関が集まる地域の行事等に積極的に参加するなど地域の身近な場所で機会を設けて周知活動を行っている。 ・地域からの情報提供や発信に対応し、関係機関につなげている。 ・認知症地域支援推進員により支援を行った。 ・地域からの課題を関係機関につなげている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを推進するため、高齢者や家族のみならず、地域住民や商店、銀行、宅配業者等様々な方に向けて周知活動を広げ、周囲の方から高齢者生活支援センターにつながる体制を構築していく必要がある。 ・ニーズの把握の困難さ ・地域の人々と連携したニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進のための体制づくりの継続実施 ・認知症に関する啓発 ・支援を必要とする方の早期発見 	B
				ハートフル福祉公社	<ul style="list-style-type: none"> ・市の高齢介護課より介護保険認定調査の委託を受け、676件について適正に調査を実施した。(件数は10月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価契約による受託事業だが、人件費に見合うだけの委託件数が確保できていない。 	・継続実施	B
				地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の会議体において、各地域での課題について話し合い、解決に向けた取組を共有している。 ・民生委員・児童委員を通して、高齢者、障がいのある人、子どものいる家庭の困りごとの相談、見守りを推進、行政とのパイプ役として活動できるよう支援した。 ・児童に係る問題は月1回主任児童委員や子育て推進課を含めての会議を開催し情報共有や報告を行っている。 ・毎年、「福祉を高める運動研究会」にて、支援が必要な世帯に対し、民生委員・児童委員が行った調査をもとに行政・各関係機関とともに情報共有を行っている。 ・生活支援体制整備事業において、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が、地域資源の把握や地域住民のニーズ把握に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会をとらえて、地域福祉への関心を深められるよう取り組む。 ・困っていることがあっても、人との関わりを持たない人に対する支援の実施 ・民生委員活動の役割の周知を行っていく。 ・気軽に困りごとを話すことのできる場づくり ・把握した地域資源やニーズを集約し、見える化したうえで、必要な地域資源の開発を行うことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員をより身近な相談役として住民に認知していただけるよう、啓発を行う。 ・地域課題の解決に向けての取組の継続実施 ・把握した地域資源やニーズを集約し、見える化・分析し、必要な地域資源の開発を行うことにつなげる。 	B

A:特に力を入れて取り組むことができた
 B:予定通り取り組むことができた
 C:予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
4	(2)相談しやすい体制をつくる	○気軽に相談できる多様な相談先をつくる ○相談を適切な支援につなぐ ○相談を解決につなぐ仕組みを強化する	・身近に、いつでも相談できる ・いろいろな相談を受けて、つなぐ ・どこに、何を相談すればよいかを知る ・「支えてもらってもよい」ことを伝える ・当事者同士で相談する ・地域に向向って相談する(アウトリーチ)	福祉センター	・総合相談窓口の機能の充実と連携を深めるため月1回の相談連絡会、事前の意見交換を実施している。福祉センターだよりに掲載したり、イベントでチラシを配布したり、窓口のPRにも努めている。	・総合相談連絡会の活用方法について検討が必要	・継続実施	B
				生活支援課	・生活困窮者自立支援制度や生活保護窓口の認知度が上がってきたことにより、生活支援課での相談が増えている。 ・保護の要件に該当しない場合でも、相談に関連する関係課、関係機関につなぎ、解決につながる道筋をつけた。 ・相談者の実態を把握する必要がある場合は、訪問等で確認した。 ・生活保護CW職員が「小地域福祉ブロック会議」や「福祉を高める運動研究会」に参加し、それぞれの地域の課題や、個別の支援の把握に努めた。	・相談時につなぐ他機関の情報を生活保護CWが十分に把握しておく必要がある。 ・相談者が他機関に確実につながるような連携体制を取る必要がある。	・生活困窮状態にある世帯の情報を(本人の了解を得たうえで)関係機関で共有するなど、相談を受けた際の事前情報を充実させる。 ・他機関に相談をつなぐ場合、事前情報を的確に伝え、相談者の負担を軽減する。	A
				障害福祉課	・福祉センター総合相談窓口のワンストップ機能を活かすため、関係機関と情報共有を行い適切な支援へつなげている。 ・障がい者相談支援事業所、障がい者就労支援相談等相談機関を掲載した冊子、チラシを作成・配布を行っている。 ・身近な相談窓口として障がい者相談員が相談に応じ、支援を行っている。 ・地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう研修や情報提供を通じて、民生委員等との連携を強化している。 ・地域発信型ネットワーク、Growupチャレンジを機会とし職員が地域に向向き、地域住民との関係構築に努めている。	・福祉センター内での相談機関、相談方法等の周知 ・相談窓口の周知・障がいに対する理解の促進が必要	・地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供 ・基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実	B
				高齢介護課	・「高齢者の相談窓口」である高齢者生活支援センターの周知について、広報やパンフレットによる啓発の他、福祉フェア等のイベントや出前講座、認知症サポーター養成講座等様々な機会を活用し周知を図っている。 ・民生委員・児童委員、権利擁護支援センター等様々な機関と連携し高齢者をサポートする体制を構築している。 ・高齢者に関わる機関のスタッフが皆「コミュニティソーシャルワーク」の意識を持ち活動している。 ・高齢者生活支援センターの職員が地域に向向って相談を受けている。	・介護サービス事業者や医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、住民組織等との連携を図り、活動内容の充実を目指す。 ・「コミュニティソーシャルワーク」の研修、臨床の機会が必要	・高齢者生活支援センターの周知を継続して実施 ・関係者・関係機関とネットワークの構築を目指す。 ・高齢者を含む様々な方に福祉的なサービスについて理解を得る。	B
				地域福祉課	・福祉センター総合相談連絡会において、ケースの検討や各機関の機能の共有を図った。 ・在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療や介護の関係機関等からの相談を55件受け付け(12月末時点)、連携調整や、情報提供を行うことで、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を支援した。 ・民生委員・児童委員が、高齢者、障がいのある人、子どものいる家庭の困りごとの相談を必要な機関へつなぐことができるように、研修、講演等を実施し、連携強化を図った。 ・親子の仲間づくりや情報交換の場として民生委員・児童委員、主任児童委員による「あい・あいるーむ」を実施し、475の方が参加した。 ・地域発信型ネットワークに位置づけられた会議体の運営を担っている社会福祉協議会と連携を取りながら会議開催の支援をし、小地域福祉ブロック会議を23回、中学校区福祉ネットワーク会議を7回開催した。	・生活困窮者自立支援制度の周知・啓発を行い、支援対象の把握や確実な制度利用へのつなぎを実現する必要がある。 ・在宅医療・介護連携支援センターの周知・啓発を行い、さらに関係機関に利用してもらう。 ・支援が必要な人に対する協働・連携した体制の整備 ・気軽に困りごとを話すことのできる場づくり ・支援が必要な人と支援できる「担い手」となる市民をつなぐことができるようコーディネート機能を地域で育てていく必要がある。	・生活困窮者自立支援制度の周知の継続実施 ・地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B

A: 特に力を入れて取り組むことができた
 B: 予定通り取り組むことができた
 C: 予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
5 多様な「困りごと」を包括的に支えるサービスや活動を充実する	(1) サービスや活動の体制を充実する	○「公」のサービスの内容や提供体制を充実する ○地域の多様な力を活かした活動を推進する ○新たなニーズや狭間のニーズなどに対応する ○担い手を増やす・支援する	・分野別計画に基づいて推進する ・地域での“ちょっとした支えあい”を広げる ・様々な“困りごと”の解決策を考える ・新たな“困りごと”に対応する ・先駆的な活動の事業化を進める ・福祉の仕事への関心を高める、就業環境を改善する	福祉センター	・関係機関と連携し、保健福祉センターの管理運営に取り組んでいる。相談窓口やエントランス事業をはじめ、地域福祉の拠点として機能の強化に努めている。 ・ひとり一役活動受入機関(花苗植替作業)として登録し、高齢者施設等での介護従事者募集案内のファイルの設置などにも取り組んでいる。	・継続的な取組が必要	・継続実施	A
				高齢介護課	・高齢者団体等が、ボランティア活動に取り組んでいる。 ・シルバー人材センターでの会員の専門的な知識やスキルを活かした事業展開を支援している。また、老人クラブ連合会の見守り、防犯活動や清掃活動等の地域活動への支援も行っている。 ・相談者に適切なアプローチを行っている。 ・協力事業者による高齢者見守り事業及び地域見まもりネット事業の推進を図り、地域の見守り活動により見守りが必要な方を関係機関へつなげている。(協定締結数3件、地域見守りネット登録事業者数136件) ・介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所として、シルバー人材センターが参画している。 ・担い手の増加のため「生活支援型訪問サービス従事者研修」を実施している。	・担い手の確保 ・市民の意識の啓発 ・企業等への啓発	・高齢者団体等への意識の啓発 ・地域での生活環境を整える支援をしていく。 ・地域見まもりネット事業を推進する。	B
				地域福祉課	・福祉フェアに参加し、「人と人のつながり」をテーマにつながりのある地域を創るために活動を行っている団体の取組について発表していただき表彰を行う、「地域福祉アクションアワードvol.3」を開催した。 ・第3次芦屋市地域福祉計画策定の過程で発足されたプロジェクト(スマートおせっかい、ひとり一役運動、あしや発信局玉手箱)を、地域福祉アクションプログラム推進協議会で取り組むプロジェクトとして位置づけ、イベントの開催や情報発信の方法の検討について協議を行うなど、活動を行っている。 ・地域の会議体において、地域福祉計画の周知・啓発に努めている。 ・ひとり一役活動推進事業を開始し、ひとり一役ワーカーが高齢者の居宅において日常生活でのちょっとした困りごとの援助をすることで、地域での支え合いにより困りごとを解決する体制の整備を行った。 ・平成29年度より開始した介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援型訪問サービスの従事者研修を2回実施し(12月末時点)、41人(12月末時点)の生活支援の担い手の養成・確保に取り組んだ。	・活動について、周知・啓発が十分ではない。 ・地域活動の報告の場として保健福祉フェアを位置付けられるような仕組みづくりが必要 ・日常生活でのちょっとした困りごとの援助を必要としている高齢者を把握するための効果的なひとり一役活動推進事業の周知が必要	・ひとり一役活動推進事業における高齢者の居宅での活動について、活動者と依頼者のニーズを把握・分析し、適切なマッチングを行い、事業の推進を図る。 ・生活支援型訪問サービス従事者研修を継続的に実施する。	B
	(2) 協働して包括的に支援する	○多様な主体や分野を超えた協働を進める ○複雑な課題を解決する取組を進める ○効果的で適正な情報共有を進める	・コミュニティソーシャルワーク(地域を基盤とした社会福祉の援助)の機能を充実する ・他職種が連携する ・「Joint-Sheet」等を活用した連携を充実する ・共生型のサービスを増やす ・「社会福祉複合施設」を活用する	生活支援課	・複数の問題が絡む案件について、トータルサポートの仕組みや、総合相談窓口(生活困窮者制度)を活用して、関係部署や他機関と連携して処遇にあたった。	・困難案件について、解決の糸口が見出しにくい。	・継続ケースについては、さらに連携を継続する。新規ケースについては、初動からケース診断、対応に至るまで関係機関との協議を徹底する。	A
				障害福祉課	・対象者の状況に応じ、障害福祉課CW及び基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業を中心とした相談支援と、課題解決に関連する各関係機関と連携し、ケース支援を行っている。	・対象者の課題解決に必要な関係機関と協働できるよう、関係機関と障がいに関する相談窓口の双方の役割理解が必要である。	・機会を捉え、関係機関それぞれの役割理解を促進できるよう努める。 ・新たに高浜町1番に開設する、高浜町社会福祉複合施設との連携について実践を積み上げていく。	B
				地域福祉課	・支援する世帯の課題は複雑に関連しているため、他部署との連携により支援を進めている。 ・27年度新たに施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく相談事業等を主とし、生活困窮者の支援を行っている。 ・生活困窮者の支援の現状・課題共有するための報告書の作成に取り組んでいる。 ・滞納の課題のある生活困窮者の生活再建に向けて、債権管理課と保険課及び社会福祉協議会と支援方法について協議を行っている。	・「生活困窮者自立支援法」は「経済的困窮」と「地域からの孤立・排除」に着目した法であるため行政・関係機関・団体・地域が一体となって取り組んでいくことが必要であり、今後、さらなる制度の周知や、就労や居場所の開拓が必要である。 ・滞納の課題のある生活困窮者への支援については、支援フローの実現に向けて取り組む。	・生活困窮者自立支援制度の周知や就労、居場所の開拓は今後も進めていく。 ・支援フローの実現に向けて取り組む。	B

A: 特に力を入れて取り組むことができた
 B: 予定通り取り組むことができた
 C: 予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
5 多様な「困りごと」を包括的に支えるサービスや活動を充実する	(3) 支援の質を高める	○自立を支援するサービスや活動を進める ○担い手の意識やスキルを高める ○利用者や第三者の意見を活かす	・エンパワメント(その人の力を引き出す)を支援する ・自己評価・第三者評価を推進する	福祉センター	・保健福祉センター内水浴訓練室で、障がい児・ぜんそく児の訓練事業、高齢者の介護予防事業や障がいのある人・ぜんそく児・高齢者の開放事業を実施 ・開放事業(高齢者開放)での健康チェックに取り組み、登録者の身体状況の変更の有無を把握した。	・利用状況や効果、公平性も鑑みて水浴訓練室全体のスケジュール調整が必要 ・水中は特に危険であるので、安全への配慮は怠らないよう注意が必要	・安全に配慮して継続実施する。	A
				生活支援課	・きめ細かなCWIにより、本人に沿った自立の道を方向付ける。 ・就労支援担当職員を配置し、ハローワークや就労支援関係部署と連携して相談者の就労による自立を促す。	・支援により就労につながった後も離職を繰り返すケースも多い。 ・就労に至らない方へのアプローチが困難	・就労支援員が就労定着に向けた働きかけを行う。 ・職員の資質の向上を図り、きめ細かなCWIで、就労以外での社会的自立を促す。	B
				障害福祉課	・障がい福祉サービスの充実に努め、サービス提供事業所等と連携し、グループホームの整備促進を行い、グループホームが1か所新設された。 ※共同生活援助(グループホーム)が1か所開設されたことにより定員が4名増加(52→56人) ・兵庫県の実施するサービス提供事業所への監査に同行し、適正なサービス提供の確認を行うとともに指導助言を行っている。 ・相談支援に関わる機関に対し、SV研修会の実施や、クローバー芦屋ランチとの支援調整会議を通じて専門的な助言を得て、資質の向上に努めている。	・今後も、各種サービス提供事業所等と連携を行い、障がい福祉サービスの基盤整備・充実を図るとともに、生活安定のために必要な支援等障がいのある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組む必要がある。 ・監査に係る職員体制の充実が必要 ・相談支援事業所の相談員及び行政職員の経験年数が短く、知識の共有や情報の蓄積が必要となっている。	・高浜町1番社会福祉複合施設において居住系サービス(グループホーム・ショートステイ)及び24時間相談相談窓口を新設 ・基幹相談支援センターによる、地域生活支援拠点等の機能充実に向けた連携 ・今後も事務監査に対する実績を増やし、スキルアップに努める。 ・基幹相談支援センターが実施するSV研修以外にも、研修・事例研究会に積極的に出席し、障がい相談員及び行政職員の人材育成に努める。	B
				高齢介護課	・介護予防センターを介護予防の拠点として、各高齢者生活支援センターや老人福祉会館等でも介護予防教室(さわやか教室)を実施している。ケーブルテレビや広報特集号を活用した周知もしている。 ・市内の集会所等で高齢者生きがいデイサービス事業(生きがい活動支援事業)を実施している。 ・窓口対応や、家庭訪問等迅速に的確に対応している。 ・地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)事業者は年に1回自己評価・外部評価を受審。他にもサービスへの意見や苦情については、直接面談及び電話、市内各事業所で年間100回以上行われている運営推進会議にて適時事業者と連携をとり向上に努めている。 ・市内ケアマネジャーに対し、会議や研修を開催し、情報提供、質の向上に努めている。 ・高齢者の技術や経験を活用して地域のニーズに対応するシルバー人材センターを支援している。 ・職員のスキルアップと関係機関との連携の強化に努めている。	・介護予防センターやトレーナー派遣の周知を図り、自主的な介護予防への取組を推進していく。 ・介護予防センター等において、より多くの人が継続的に取り組めるよう介護予防に関する知識の普及啓発を行う。 ・介護サービス事業者の自己評価や外部評価の結果等を利用者及びその家族のみならず市民が活用できる仕組みについて、関係機関との連携のもと検討していく必要がある。	・介護サービス事業者の評価の結果等を市民が活用できる仕組みについての検討を継続実施 ・地域のケアマネジメント力向上に市内の主任ケアマネジャーと連携して取り組む。	B
				ハートフル福祉公社	・大東町の市営住宅に併設する西蔵集会所内にLSAを常駐させ、365日の昼間時間帯において、入居者の緊急時対応、安否確認、生活指導等を行った。 ・介護職員の実習指導、看護師、医師の実習受け入れ等を行い他団体との連携に努め、サービスの質を高める取組を行った。	継続実施	B	
				地域福祉課	地域発信型ネットワークの取組として、以下の取組を行った。 ①地域白書の作成に取り組み、地域の社会資源の把握を行った。 ②第1回中学校区福祉ネットワーク会議では、小地域福祉ネットワーク会議で学識の方に地域白書作成の意義を講演いただき、住民の皆さんへの意識付けを行い、小地域福祉ブロック会議を効果的に行うことができるよう内容を工夫するとともに、第2回では専門機関が加わり小地域福祉ブロック会議の内容から地域課題のスクリーニングを行った。 ・個別支援については、各課、関係機関と連携し、必要に応じて、介護や障がいのサービスの提供を含め、協働で取り組んでいる。 ・「介護相談員」として活動している38名の相談員が市内13か所の施設に訪問し、利用者からの相談に応じている。 ・「介護相談員」がスキルアップ研修に参加し、自己研鑽に努めている。 ・平成29年度より開始した介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援型訪問サービスの従事者研修を2回実施し(12月末時点)、41人(12月末時点)の生活支援の担い手の養成・確保に取り組んだ。	・専門職との連携を含め、中学校区福祉ネットワーク会議の在り方の検討を行う必要がある。 ・今後も複合支援ニーズを抱えた世帯の支援を迅速、円滑に行なうために、各課、関係機関との協働を図る。 ・「介護相談員」として活動する人員の確保とスキルアップ研修の継続開催 ・「介護相談員」の活動の場の拡充 ・具体的な活動を通して、必要な人材育成、確保について検討していく。 ・研修等の取組について、市民への理解を促すため効果的な周知方法を考える。	・「介護相談員」の活動の場に、障がい者施設まで広げる。	B

A: 特に力を入れて取り組むことができた
 B: 予定通り取り組むことができた
 C: 予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
6	尊厳ある生活を支える (1) 権利侵害や虐待を防ぐ	○自分やまわりの人の権利を理解する ○権利侵害や虐待を防ぐ・解消する ○思いやり支えあう心(心のバリアフリー)を広げる	・「権利」を自分のこと(してほしいこと、してほしくないこと)として考える ・一人ひとりの多様性を大切にする ・身近な地域での権利擁護支援を推進する ・弱い立場になりがちな人の暮らしの“困りごと”を支える ・障がいのある人などへの「合理的配慮」(場面に応じた調整など)を理解し、進める	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待の防止及び通報・相談窓口に関して、広報やHPでの周知やリーフレットを作成し、配布している。 ・権利擁護支援センターに障害者虐待防止センター機能を設けて障がいのある人の権利擁護支援を進めている。 ・養護者による虐待対応マニュアルの見直し、改定の実施 ・障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターとともに各施設職員の協力も得て、障がい者施設職員向けの「虐待防止研修会」を実施 ・障がい者差別解消支援地域協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の理解を広めるための継続した啓発 ・障がい者理由とした差別解消の推進を図る必要がある。 ・障害者虐待防止センターの周知を引き続き行い、支援体制の充実を図る必要がある。 ・行政及び障がい者相談支援における障がい者虐待に関する知識、対応力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発や周知の継続実施 ・改訂する養護者による障がい者虐待対応マニュアルを活用した学びの場の検討、実施 ・個々のケース支援の積み上げから、虐待に対する認識を深め、支援体制の強化を図る。 ・障がい者差別解消支援地域協議会での協議内容の充実に向けた取り組みの実施 	B
				高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援センターと連携して、高齢者の権利を守る取組を行っている。 ・権利擁護の推進のため、関係機関が集まり支援のあり方について、随時協議をしている。 ・養護者によるもの、あるいは施設内での虐待を防止するために初期の段階で介入し、迅速な対応に努めている。 ・「養護者による高齢者虐待対応マニュアル」を改訂した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利を守る意識の啓発を組織で取り組む仕組み ・迅速かつ組織的な対応が必要 ・高齢者に関わる全ての方が虐待防止の意識を持つこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の活動を継続実施 ・関係機関との協議を推進する。 ・気づきに迅速に対応し、適切な判断を下すよう取り組む。 	B
				地域福祉課	<p><研修関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と共同で、地域の協議体において、「権利擁護」のワークショップを継続して実施予定(4か所予定) ・地域住民が「権利擁護」の理解を深め、近隣住民の変化に気づいて適切な機関につなぐことで、支援が必要な人の課題の重症化予防が可能であることを普及・啓発している。 ・権利擁護支援者養成研修 29年度:30名定員 24名参加(2月17日修了予定) 研修修了者のためのスキルアップ研修を開催し、前年度までの受講生の参加を促した。 ・30年度から実施予定の障がい者福祉施設への相談員の派遣実施に向け、スキルアップ研修および29年度カリキュラムに障がいのある人の特性理解や当事者体験談等を追加 ・28年度に作成した市民後見人活動マニュアルをもとに、カリキュラム内で市民後見人に関する研修を実施予定 ・虐待対応について理解を深めるため、行政や関係機関向けに研修を計5回実施(うちSV研修 年3回) ・障がい者福祉施設へ施設虐待に関するアンケートを実施し、回答をもとに研修内容を構成し研修会を実施予定 <p><庁内連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各関係部署の窓口職員の「気づき」から「福祉部につながる」ことにより、必要に応じて生活支援へと展開することが安定して行われている。 ・福祉部の支援開始後も当事者と家族等が関係各課の窓口に来所した際に、連携しながら、協働支援が継続して実施できるようになった。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護者による虐待対応マニュアル(高齢、障がい)の改訂に取り組み、年度内に完成予定 ・虐待対応についての評価会議(レビュー会議)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクに多くの方に登録していただけるよう働きかける必要がある。 ・地域における啓発研修の企画、実施が必要 ・人材バンクに登録後、活躍する場所と研修修了者の質の確保が継続して必要 ・行政・地域ともに「権利擁護」について継続した普及・啓発が必要 ・虐待対応の評価会議(レビュー会議)による支援の評価の定着 ・庁内より「Maybeシート」の活用による虐待の通報や相談があがっていないため、庁内に向けた継続した普及・啓発は必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発研修の継続実施 ・養護者による虐待対応マニュアルの改訂内容について行政、関係機関へ啓発 ・障がい者福祉施設へ相談員の派遣を実施 	B

A: 特に力を入れて取り組むことができた
 B: 予定通り取り組むことができた
 C: 予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
6	尊厳ある生活を支える (2) 権利擁護支援を進める	○権利擁護支援を学ぶ ○判断に不安がある人などへの支援を充実する	・市民後見人、法人後見機関等を増やす ・専門職団体等と連携する ・可能な限り本人が意思決定できるように支援する	生活支援課	・権利擁護について知識を深めるために積極的に研修に参加 ・判断能力が不十分な生活保護受給者に、金銭管理制度及び成年後見制度の利用をすすめ、安定した生活がおくれるように支援	・金銭管理の利用開始までに時間を要するケースが多い。 ・市民後見、法人後見につながる事例が少ない。	・判断能力に不安がある方への社協・権利擁護の金銭管理サービスの利用や成年後見制度の利用をさらに勧める。 ・サービス決定を待つ間の見守りを充実させる。	B
				障害福祉課	・成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう支援している。 ・平成30年度～実施予定の、障がい者施設における相談員派遣に向けた、権利擁護支援者養成研修内容の充実	・成年後見制度の周知が不十分 ・障がい者施設における相談員派遣の実施に向けた、障がい者施設における相談員派遣事業の理解促進 ・障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの普及、啓発が必要	・関係機関に対し、制度の周知を図る。 ・作成したパンフレットを活用した制度の周知・啓発 ・障がい者施設における相談員派遣事業の開始 ・意思決定支援に関する研修機会の情報提供等意思決定支援の推進に向けた取り組みの検討	A
				高齢介護課	・後見が必要な場合は十分に協議し、支援につないでいる。また、必要な場合は市長申立てを行っている。	・制度の理解と周知 ・支援の必要性の見極め	・必要な方に制度の周知を行う。 ・適切に市長申立てを行う。	B
				地域福祉課	成年後見制度等の利用状況 29年度12月末現在 ・市長申立て 高齢者3件 障がいのある人1件 ・社会福祉協議会 法人後見 3件 ・権利擁護支援センター 法人後見(PASネット)17件 ・福祉サービス利用援助事業 PASネット5件、社協49件 ・市民後見人受任件数 0件 ・成年後見制度利用支援事業 ＜申立て助成＞ 高齢者 1件 障がいのある人 0件 ＜報酬助成＞ 高齢者 5件 障がいのある人 3件	・適切かつ迅速に制度利用ができるよう制度の正しい理解について普及・啓発が必要。 ・市民後見人の推薦システムについて具体的に運用を進めていく必要がある。	・市民後見人について、行政内や関係機関への周知の継続 ・市民後見人推薦システムにおける行政内の仕組みの構築	B

A:特に力を入れて取り組むことができた
 B:予定通り取り組むことができた
 C:予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
7 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める	(1)バリアのない暮らしやすいまちをつくる	○道路や建築物、住宅などのバリアを改善し、ユニバーサルデザインを目指す ○移動を支援するサービスを充実する ○買い物などの日常生活の利便性を高める	・ニーズに応じて計画的に整備する ・バリアフリーの情報を発信する ・公共交通や移送サービスを充実する ・出前型のサービスなどを推進する	社会福祉課	・「兵庫ゆずりあい駐車場制度」については、引き続き窓口での利用証交付を実施している。 ・高齢者、障がいのある人等に配慮した超低床ノンステップバスの導入を促進するため補助金を交付(毎年1台)	・「平成29年度兵庫県生活交通改善事業計画」に準じて、ノンステップバスの推進を行う。	継続実施	B
				障害福祉課	・庁舎内の点字ブロックを弱視の方により見やすくするために蛍光色に塗装するよう用地管財課に働きかけた。 ・既存事業(住宅改造費助成、移動支援事業等)の継続実施 ・昨年度設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、各関係機関が連携し障がいを理由とする差別の解消を図るための会議を開催した。 ・視覚障がいのある人に配慮した、黑白反転の名札の利用について働きかけを行った。 ・音声コードが作成できるように、庁内貸出用のPC、障害福祉課のPCの一部に音声コード作成ソフトを導入した。 ・課内で、障害を理由とする差別の解消の推進に係るチェックリストを活用し、意識の向上に努めた。 ・読み書き支援(代読・代筆)員養成研修の受講者を市民(権利擁護支援者養成研修修了生)へ拡大	・障害者差別解消法が施行されたことに伴い全職員がバリアフリーの意識を持ち行動に移せる環境整備が必要 ・安心して住み慣れた居宅や地域の中で暮らしていけるよう生活の場及び住居の確保の支援が必要	・障がいを理由とする差別の解消の推進に係る対応要領及びガイドラインの周知を図り、取り組みを進める。 ・既存事業の継続実施。 ・「障がい者差別解消支援地域協議会」において障がいを理由とする差別の解消を図るための会議を継続して開催し、実効あるものとしていく。	A
				高齢介護課	・いつまでも住み慣れた住まいで生活しやすいようにバリアフリー化を推進するため住宅改造費助成事業を実施している。 ・高齢者バス運賃助成事業を実施し、高齢者の社会参加を促したと併せて、バスの利用実態について分析し、利用が多い方について他の社会資源の活用に関する情報提供を行った。 ・要介護高齢者にはタクシーの助成制度を適用した。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を指定し、住み慣れた地域での生活を支えるサービスの提供を行っている。新たな事業所の指定に向け、連携先となる訪問看護事業所との調整も行った。	・制度の周知とともに適切な対応が必要 ・住民のニーズを取りまとめること ・住み慣れた地域での生活を支えるために提供される地域密着型サービスについては、介護保険事業計画の目標整備値を達成すべく準備を進める必要がある。目標整備値に達することが困難と見込まれるサービスについては、その必要性や代替サービスの在り方について分析し、次期計画に反映させる。 ・市民に対して制度の周知が必要	・住まいのバリアフリー化に向け市民に制度を周知し事業を実施していく。 ・市民アンケートを取り、更に詳細な分析を行う ・介護保険事業計画の目標を達成できるよう住まいの充実を図る。	A
				地域福祉課	・社会福祉法人あしや喜楽苑と芦屋川カレッジ学友会等が協働でベンチの作成に取り組み、あしや喜楽苑にベンチを3台設置し、市民の交流のきっかけづくりを行った。	関係機関との連携強化	わがまちベンチプロジェクトの周知・啓発を行う。	A

A:特に力を入れて取り組むことができた
 B:予定通り取り組むことができた
 C:予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
8 誰もが安心・安全に暮らせるように支える	(1)災害に備える	○防災・災害時の支えあいの意識を高める ○多様な状況に対応する訓練や対策を進める	・いざというときのためのつながりをつくる ・情報の伝達・安否確認の仕組みをつくる ・多様なニーズに対応できる避難所(地域の避難所・福祉避難所)を確保する ・平常時からの取組を進める	福祉センター	・福祉避難所(保健福祉センター)開設・運営マニュアルの継続的な周知を図るため、保健福祉センター内従事者、福祉部職員に参加を呼びかけ、防災安全課が加わった中で休館日を利用して防災訓練を行い、検証を行った。	継続的な取組が必要	継続実施	A
				障害福祉課	・福祉マップ「おしえて！芦屋っぶ」に「緊急・災害時要援護者台帳について」のページを設け、周知を進めた。 ・災害時に迅速に支援できるよう、緊急・災害時要援護者台帳システムを導入	・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携した救援体制の構築にまでは至っていない。 ・自治会、自主防災組織等地域における情報提供区分が「緊急時のみ」となっている人の、要配慮者名簿等の配布等について検討が必要 ・情報提供区分が「平常時」とする人が増加するための働きかけや取組が必要	・自治会等への名簿の提供及び日頃からの見守り実施、個別避難支援計画の策定 ・避難所の拠点となる小学校に災害時要配慮者を受け入れるスペースを定めることや、災害時要配慮者を受け入れることができる福祉避難所を増やすため、市内の福祉施設と災害時協定の協議を進める。 ・緊急・災害時要援護者台帳システムの円滑な運用 ・平常時から見守りを希望する人の増加に向けた取組の検討	B
				高齢介護課	・自治会、民生委員・児童委員、自主防災会等が、要配慮者名簿を入手し、地域避難支援計画の策定に取り組み始めた。 ・高齢者福祉施設等に説明をし、福祉避難所開設の協力を仰いだ。市内介護老人福祉施設の施設長を集め、福祉避難所として市主催の防災訓練に参加された施設の施設長から、具体的にどのような気付きがあったか説明していただいた。 ・緊急・災害時要援護者台帳と地図を連携して管理できるシステムを導入し、より効果的な地域避難支援計画が策定できる体制づくりを行っている。	・具体的な支援者の確保 ・施設の緊急時の対応に理解を求めることに加え、防災訓練での気付き等を基に、福祉避難所としての協定を結んだ施設等が、防災安全課や福祉部と連携しながら、より具体的な対策マニュアル作成や研修実施を行う必要がある。	・地域避難支援計画策定の継続実施 ・福祉避難所等の確保に努めることに加え、実地指導や集団指導においても、防災対策マニュアルの内容や研修の実施内容について、質の向上に向けた助言・指導を行っている。 ・システムを効果的に運用できるよう関係機関と調整を行う。	A
				地域福祉課	緊急・災害時要援護者台帳の取組について以下のことを行った。 ①民生委員・児童委員による緊急・災害時要援護者台帳の作成の継続実施。 ②民生委員・児童委員及び社会福祉協議会(福祉推進委員)に要配慮者名簿の提供を行った。 ③個別支援計画に基づいて実施された避難訓練にて、福祉避難所が開設され、近隣住民と共に取り組んだ。	・災害時要援護者の避難に際しての課題検討	・防災安全課と連携を取り、災害時要援護者支援の体制づくりを検討	B
	(2)弱い立場になりがちな人の安全を支える	○防犯や交通安全に心がける ○さりげなく見守る取組を進める ○安全を高める施設や設備を整備する	・気づいた人が声をかける ・「徘徊SOSネットワーク」を拡充する	社会福祉課	・市民の集いには、約500名の参加があった。中でも、元少年院法務教官の講師を招いて行った講演会では、青少年の非行問題について心理的な観点から考える機会となったため非常に好評であった。 ・「社会を明るくする運動」学習会では、保護司会をはじめ、更生保護女性会等の関係団体が一堂に会し、更生保護活動の広報DVDを鑑賞し、活発な意見交換がなされた。 ・公開ケース研究会では、保護観察になった事件を題材としてグループワークを行った。今年度から、1グループ当たりの人数を減らすことで、例年よりも解決に向けた意見が多く得られた。	・より一層の推進	・継続実施	B
				高齢介護課	・認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク(徘徊SOSネットワーク)の実施 ※防犯・交通については高齢介護課の活動はなく、建設総務課の所管のため記載しない。 ・高齢者が巻き込まれる事件・事故が増える中で、兵庫県警察学校・芦屋市事業者連絡会と連携し、これから警察官として地域で活躍される警察学校の学生に対し、デイサービス・デイケアで高齢者と接する機会を提供する調整を行った。	・認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの事前登録者の増加及び協力員の確保	・国の防犯対策強化事業について注視し、補助が認められる場合に備え市内高齢者施設等との意向確認を行っている。 ・認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの普及・啓発を行い、実効性のあるものにする。	B
				地域福祉課	・民生委員・児童委員の定例会の中で警察や郵便局から防犯や交通安全、見守りサービスについて説明を行った。 ・認知症サポーター養成講座を実施し、地域における認知症の人へのさりげない見守りの取組を推進した。(実施回数:17回/オレンジリング配布数:616個(12月末時点))	・様々な世代が認知症サポーター養成講座を受講できる機会の設定	・認知症サポーター養成講座の「キッズスクエア」での実施検討	B

A: 特に力を入れて取り組むことができた
 B: 予定通り取り組むことができた
 C: 予定の水準で取り組むことができなかった

目標	取組の柱	取組・評価の視点	取組を考える上でのキーワード	所管課	平成29年度 現状	平成29年度 課題	平成30年度 目標	取組 状況
9	地域福祉をみんなが進める仕組みをつくる (1) 地域福祉のネットワークを広げ、強化する	○地域包括ケア・地域共生のまちづくり(「我が事・丸ごと」)を推進する ○多様なネットワークをつくり、つなぐ ○「地域福祉のプラットフォーム」を充実する	・地域福祉計画を周知する ・各々の「実施プラン」を持ち寄り、共有する ・地域間で連携する ・NPOや事業者等との連携を推進する ・公民協働、市民と専門職等の協働による活動、事業を推進する ・行政内の協働、連携を推進する ・地域福祉推進計画と連動する	高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉ブロック会議、中学校区福祉ネットワーク会議及び地域ケアシステム検討委員会に参画し、関係機関、団体等と交流した。 ・会議に参加することで地域の課題を共有している。 ・地域で行われている様々な活動の現状を把握し、課題を整理した。 ・認知症地域支援推進員が以下を実施。上半期は「認知症の人の思いを知るプロジェクト」をたちあげ、事業者アンケートと当事者インタビューを実施。下半期は「芦屋市認知症ケアネット作成プロジェクト」をたちあげ、ケアネット作成に向けて関係者と検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年までに取り組んできたことについて継続性を確保する。 ・重なる事業や不足している事業の精査が必要 ・認知症にかかる事業者の認識と当事者の思いの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の意識を持って業務の遂行に当たる。 ・より多くの場所でより多くの方の声を聞く機会を持つようにする。 ・全市的に取り組む課題について、検討していく。 ・認知症ケアネットの周知方法の検討と関係者の連携強化 	A
				ハートフル福祉公社	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを推進するため、芦屋市社会福祉協議会との事業統合について検討を進めている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月の統合に向けて協議を進める。 	B
				地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進方法について検討 ・地域発信型ネットワークを活用して、市民が自分たちの地域を見つめ直すきっかけとなる地域白書の作成に取り組み、改めて地域課題の見直しと、その課題解決に向けての手法の協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域発信型ネットワークの活動の評価が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なプロジェクトの取組の活性化、メンバーの増加 	B